

【令和3年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

概要 (Plan)						実施内容 (Do)・評価 (Check)						改善 (Act)		
基本目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	No.	主な取組	取組状況	男女共同参画配慮項目	評価	各課平均	施策平均	令和3年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和3年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)
【2】個性と能力を發揮して多様な生き方をめざす	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	1. 女性活躍推進計画	●仕事と家庭・地域活動などの両立支援	男女共同参画推進センター (人権推進課)	20	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	○	5. 事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.2	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、他市が発行した資料の収集及び閲覧機会の提供 ・男女共同参画推進センター公式ホームページによる情報提供及び関係機関のリンクの貼付 ・男女共同参画情報紙(女と男の情報紙ビギンをはじめよう!)の発行、全戸配布(50,000部作製) ・女性の悩みごとオンライン相談の実施 ・女性を対象とした各種相談事業の実施 面接相談: 90回 延べ相談者数: 212人(うちオンライン相談人数111人) 電話相談: 45回 延べ相談者数: 57人 法律相談: 10回 延べ相談者数: 29人 ・性的マイノリティ(当事者や家族等)を対象とした相談事業 電話相談(月～金) 延べ相談者数: 5人 性的マイノリティの民間支援団体が、月2回当センターにて相談を実施※R01.6～ ・相談窓口の周知のため、引き続き近隣店舗の女子トイレに相談カードを設置 ・子ども支援課所管の子育てWEBサイト「いるま子育てナビ」に引き続き相談窓口を掲載 ・男女共同参画職員研修はコロナのため中止 ・男女共同参画推進センターホームページに埼玉県ホームページの「多様な働き方実践企業」のページをリンクし、紹介 ・各種事業を託児付きで実施 預かった児童: 5人 ・男女共同参画セミナー公開講演会、ダイアプラン男女部会による男女共同参画講演会はコロナのため中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター公式ホームページを活用し、悩みごと相談の説明や相談予約の受け付けを行った。 ・在宅で相談できるようオンライン相談を実施。 ・センターだよりに、HPの相談予約画面にアクセスするQRコードを掲載し、相談しやすい環境を整備した。 ・センターだよりに、女性起業セミナー修了生や女性の起業の方を紹介する記事を掲載し、女性活躍を身近に感じられるよう工夫した。 ・男女共同参画職員研修については、無意識の思い込みによる性別役割分担意識に気づく機会となるよう講師と打ち合わせをしていたが、新型コロナウイルス感染拡大により、直前に中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、相談事業を活用してもらえるよう市内公共施設や関係機関へ案内カードの設置やホームページ・センターだよりで周知を行い、相談のきっかけづくりに努める。 ・育児・介護休業法の改正に関する周知や、性別にとらわれず、誰もが働きやすい環境づくりに向けた啓発に努める。 ・法改正を受けて、実際に産休・育休を取得した職員の体験談を男女共同参画研修に取り入れるなど、市役所の働き方について人事課と協議する。 ・令和4年度組織の見直しにより、法律相談等の専門相談が男女センター内で実施される。女性の悩み事相談から専門相談へと円滑につながるよう体制を整備する。
					23	相談窓口の充実	◎	5. 事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
					24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	○	5. 事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3					
					25	企業・事業主向け講座・講演会の開催	○	5. 事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3					
					27	子育て支援事業の充実	○	4. 事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3					
				市民相談室 (人権推進課)	23	相談窓口の充実	◎	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談(1,723件) ・弁護士による法律相談(337件) ・駿河台大学法学部教授による法律相談(17件) ・人権相談(2件) ・心配ごと相談(31件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が対応する一般相談では、主に傾聴に務め、職員の知識により助言できる内容についてはその場で助言している。 ・内容に応じて該当する関係部署の紹介を行っている。専門的な知識を要する相談については、弁護士等による専門相談を案内している。 ・相談者にとって必要な情報を伝えることや適切な相談を受けてもらうことができ、問題解決につながったと思われる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、開設中止となった相談の場の啓発に努め、適切な情報や回答を提供できる相談体制を構築していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年の組織機構の見直しにより、市民相談室が廃止となり、これまで市民相談室で行ってきた専門相談が人権推進課の業務となる。 ・適切な対応や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要があり、日々研修を積んでいる。 ・法改正等により制度が変更となることもあるため、引き続き積極的に情報収集に努め、研修を積んでいく。 ・総合相談支援室と連携を密にし、相談しやすい環境づくりや相談の場の啓発に努め、適切な情報や回答を提供できる相談体制を構築していく。 	
				人事課	20	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	○	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・新任課長職を対象とした人事管理研修会において、特定事業主行動計画等を説明し、子育て等に関する休暇制度の周知を図った。 ・新任課長を対象として、庁内イクボス宣言を行った。 ・年次有給休暇の積極的な取得について、5日以上取得を確実にすることを含めて、課長会議等で周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事管理研修及び庁内イクボス宣言を実施したことにより、新任課長職等の意識啓発を図ることができた。 令和3年度研修参加者数 14人 令和3年度宣言者数 14人 総宣言者数 141人 ・年次有給休暇の積極的な取得について、職員の意識啓発を図った。 令和3年度年次有給休暇平均取得日数 11.1日(前年比△1.0日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度についても、新任課長職を対象とした人事管理研修及び庁内イクボス宣言を実施する。 想定宣言者数 10人程度 ・年次有給休暇の取得について、引き続き啓発を図っていく。 	
				21	年次有給休暇等の取得促進の啓発	○	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
				22	男女の育児・介護休業制度、子の看護休暇の制度の周知	○	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
				商工観光課	20	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	○	4. 事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.2	<ul style="list-style-type: none"> No.20・21・22 ワークライフバランス等に関する国、県等からの情報周知及びチラシやポスターの掲出。 No.23 内職相談(水曜日を除く平日) 若年者就業相談(毎月第2,4木曜日) 労働相談(毎月第3木曜日) 20件 ふるさとハローワークの設置 	<ul style="list-style-type: none"> No.20・21・22 チラシ、ポスター、ホームページ等を活用して事業の周知を行うことで、意識啓発が図れた。 No.23 各種相談業務を行うことにより、就労等について問題解決に役立っている。相談件数が前年度より増加している。 No.25 「コロナ禍における職場内のハラスメント事例とその対策について」をテーマに企業人権問題講演会をYouTubeで公開し、間接的にワーク・ライフ・バランスの推進を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> No.20・21・22・25 今後も国や県等から得た情報の提供及び周知を行う。 No.23 引き続き各種相談事業を継続していく。 No.24 県や、入間市工業会等を通じて事業所情報の収集に努める。 	
				21	年次有給休暇等の取得促進の啓発	○	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
				22	男女の育児・介護休業制度、子の看護休暇の制度の周知	○	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
				23	相談窓口の充実	◎	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4						
				24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	○	4. 事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2						
				25	企業・事業主向け講座・講演会の開催	◎	4. 事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4						
				広報課	24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	◎	4. 事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	4.0	<ul style="list-style-type: none"> ・広報している間に男女共同参画週間、審議会の公開、人権コラム、講演会等の記事を11件掲載。 ・広報しているま(9/1号)「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度をスタートしました!」の記事を掲載。 ・広報しているま(3/1号)「女と男(ひととひと)の情報誌Beginはじめよう!」を同時配布。 ・記事の内容を入間ケーブルテレビ・エフエム茶笛の番組で放送。 	市民に事業の周知を図り、男女共同参画推進に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報しているま・入間ケーブルテレビ・エフエム茶笛を利用した情報発信を通して、市で行う施策、イベント等の取り組みを引き続きPRし、情報提供の機会を創出する。 	
				子ども支援課	24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	○	5. 事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	2	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・イクボス宣言企業の市ホームページでの周知。 ・地域子育て支援拠点による一時預かり、ファミサボ等の預かり事業を継続して実施。 ・利用者支援事業の地域子育て支援拠点への新規委託を行った。「いるティーきつずとよおか」の出張相談窓口を行った。また、事業の周知活動を集中的に行なった。 ・地域の子育て支援の機運醸成のため、NPO法人に「子育てを楽しむ講座」事業を委託し、年間5回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅ワークや自営業の方など一時預かりを利用することで仕事を継続できたという方がいた。 ・地域子育て支援拠点で利用者支援事業を実施することで、1,190件の相談を受けた。 ・「子育てを楽しむ講座」では延べ151人の市民(親子含む)が参加した。子ども保護者以外の地域の大人が協力しながら羊ひりや山歩きを体験した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イクボス宣言企業の周知を工夫する必要がある。 ・子育てを楽しむ講座を単独事業として実施するのではなく、地域子育て支援拠点が実施しているイベントなどと連携しながら、父親をはじめとして男性保護者が参加できるようにするなどの工夫が必要。 	
				27	子育て支援事業の充実	◎	5. 事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4						
				28	子育て相談窓口の充実	◎	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4						
				29	地域の子育て支援体制の充実	◎	3. 男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4						

【2】個性と能力を發揮して多様な生き方をめざ

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 女性活躍推進計画

●仕事と家庭・地域活動などの両立支援

保育幼稚園課	26	保育施設、学童保育室等の整備・充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	待機児童数が前年度(R2)より減少した。 15人⇒10人	令和3年4月1日小規模保育施設の開園により受入れ人数が増えた	公立保育所の整備等を含め今後も検討を行う
青少年課	26	保育施設、学童保育室等の整備・充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.5	・子どもたちにとって安心安全な学童保育室の運営に加え放課後子ども教室事業の実施 週2日放課後～午後5時(給食のない日、長期休暇を除く) 16小学校区で実施し、延べ1484人の参加者があった。(感染症が蔓延している地域やまん延防止等重点措置期間中は中止) ・学童保育室の老朽化に伴い、保育室等の修繕及び工事を実施し、適正な施設の維持管理を行った。また、待機児童解消のため、藤沢北学童保育室の移転及び民間委託、豊岡学童保育室・高倉学童保育室・東金子学童保育室を各小学校内に移転した。(修繕29件) ・令和4年度民間学童保育室の新設に向けて、プロポーザル方式で業者を選定し、開設準備金等の適切な補助金を交付した。 ・コロナ禍でも、学童保育室の開室を通年で行った。 ※学童保育室内で感染者が複数確認された場合は感染防止のため臨時閉室等の対応を行った。	・学童保育室において、安心・安全な保育が実施できる施設の維持管理が図れた。	・支援員・補助員の配置に基づいた児童の受け入れを実施する。 ・延長した保育時間での保育を実施する。 ・引き続き、コロナ禍においても安心して学童保育室に児童を預けられるよう、感染症対策等の体制を整えておく。
			◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4				
地域保健課	28	子育て相談窓口の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	健康福祉センター及び地区公民館において乳幼児相談延120人。こども相談室延35件。1歳6か月児健診時に子育て相談員を配置し保護者からの相談に応じた。	相談しやすい環境整備を心がけ実施した。また、子育て包括支援センターのPRに努めた。	相談しやすい相談環境の整備と相談担当職員の研修を行いスキルアップに努める。
学校教育課	28	子育て相談窓口の充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	・教育センターでは、電話や来所による相談を実施している。児童発達支援センターの相談内容を共有しながら、関係機関を紹介、情報提供している。	・学校生活に対する不安や子育ての悩みに寄り添い、状況に応じて対応することで、保護者の不安の軽減につながった。	・多様な子育ての悩みに寄り添い、支援していくためにも相談員の質の向上、多職種連携が課題である。
自治文化課	30	地域活動への参加促進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	【NPO法人まちづくりサポートネット元気な人間の間支援業務】 ・市民活動センターの施設の提供及び窓口・電話相談業務(113件) ・市民活動センター登録団体交流会 3回開催 50団体68名(1回は書面にて開催) ・情報誌(年2回発行)、ホームページ(随時更新)による市民活動等の情報提供	中間支援業務を「NPO法人まちづくりサポートネット元気な人間」に委託し、多数の事業を実施している。 市民ニーズを考慮した内容となるように心がけているため、参加者増になっている事業もある。市民がそれぞれのライフサイクルにより、活動が可能な範囲で行っていることがうかがえる。	NPO法人をはじめとした市民活動団体との協働のまちづくりを推進するために、中間支援業務を担う「NPO法人まちづくりサポートネット元気な人間」と連携を図り、団体側の支援、ニーズや「ライフサイクルに沿った参画」が活性化するように努めていく。
	31	NPO、ボランティア団体との協働による社会参画の推進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3				
高齢者支援課	30	地域活動への参加促進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	市老人クラブ連合会の研修等への活動支援	コロナ禍により活動は自粛又は縮小せざるを得ない中であつたが、ウォーキング事業などの活動支援を実施した。	老人クラブの会員の増員と地域活動の活性化
社会教育課	32	生涯学習事業の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	・近隣大学との連携事業(駿河台大学公開講座)の実施 ・いるま生涯学習フェスティバルの開催 ・市民の学習成果の活用を目指した「まちの先生講座」を実施 27講座開講、参加者数延べ493人	・近隣大学との連携事業(講座等)については、オンラインで実施することができた。 ・「まちの先生講座」については、昨年度同様、コロナ禍での実施となったが、昨年度よりも講座数・参加者数が増加し、より多くの学習機会を提供できた。	・コロナ禍での学習機会の充実が課題 ・オンライン講座の充実・推進を図る
公民館	32	生涯学習事業の充実	◎	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	4	3.7	【黒須公民館】 黒須文化祭 参加者407人	【黒須公民館】 コロナ禍であつたが、対策を徹底した上で、静の部は黒須公民館で、また動の部は黒須地区体育館を使用して実施できた。	【黒須公民館】 活動成果の発表する場があることで、活動意欲の向上につながることから、発表機会の充実を図っていきたい。
			◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4		【東町公民館】 館内に、サークル活動の成果を展示 15団体	【東町公民館】 コロナ禍で文化祭は中止になったが、年間計画により館内にサークル活動作品の展示を行い、サークル活動の活気に繋がった。	【東町公民館】 コロナ禍でできない事、できる事を判断しながら、公民館活動の成果発表の場を設け、それに向けて作品作りを行うことを通して、潤いのある生活を支援する(状態目標)
			○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3		【東藤沢公民館】 ・館内における作品展示(編物・水墨画)を実施した。	【東藤沢公民館】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から文化祭は中止となったが、館内における展示コーナーにおいて2つのサークルが展示をした。	【東藤沢公民館】 ・生涯学習の意欲を高める機会であり、また、性別や年齢を超えた地域住民のコミュニティー形成を促す場として今後も継続して取り組む。
			△		0		【その他の公民館】 ・例年開催している文化祭は昨年度実施できなかった。	【その他の公民館】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	【その他の公民館】 ・コロナ禍でも開催できる形式を検討する。

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 女性活躍推進計画

●男性の働き方の改革

人事課	33	長時間労働抑制の推進・啓発	◎	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	<p>・時間外勤務縮減運動において、ノー残業デー(毎週水曜日の定時退庁)や20時15分の一斉退庁の取り組みを実施し、また、時間外勤務の上限時間等の制度を踏まえ、適切な時間外勤務時間を把握するための仕組みを運用し、長時間労働の抑制に努めた。</p> <p>・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について、イントラネット掲示板等で職員に周知した。</p> <p>・人事管理研修(新任課長職対象)において、特定事業主行動計画や育児等の休暇制度等の周知を図った。</p>	<p>・時間外勤務縮減運動を実施し、長時間労働の抑制を図った。</p> <p>令和3年度時間外勤務 93,701時間(前年比+22,979時間)</p> <p>一人当たり 10.2時間(前年比+2.3時間) ※大きな要因は新型コロナウイルス対策によるもの。</p>	<p>・時間外勤務縮減運動を継続して実施し、引き続き長時間労働の抑制に努めていく。</p> <p>・男性の育児休業や特定事業主行動計画について、引き続き啓発を図っていく。</p>											
	34	男性の育児休業取得促進への推進・啓発	○	1.事業の対象となる人の現状を男女別に把握した	3															
	35	女性活躍推進法の事業主行動計画の周知	○	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3															
	36	経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催	○	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3															
	37	男性向け啓発講座の開催	△		0															
	商工観光課	33	長時間労働抑制の推進・啓発	○	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3				2.4	<p>No.33・34・35 働き方改革に関する国、県等からの情報周知及びチラシやポスターの掲出。</p> <p>No.33・34・35 チラシ、ポスター、ホームページ等を活用して事業の周知を行うことで、意識啓発が図れた。イクボス宣言企業をホームページに掲載。</p> <p>No.37 男性向け講座の周知を行う機会がなかった。</p>	<p>No.33・34・35・36・37 今後も国や県等から得た情報の提供及び周知を行う。</p>								
		34	男性の育児休業取得促進への推進・啓発	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3														
		35	女性の活躍推進法の事業主行動計画の周知	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2														
		36	経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2														
		37	男性向け啓発講座の開催	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2														
	男女共同参画推進センター(人権推進課)	37	男性向け啓発講座の開催	△		0				2.9			<p>・改正された育児・介護休業法が施行は令和4年のため、具体的な内容が示されておらず、今後の事業の具体的な検討については継続することになった。</p> <p>・法改正による具体的な内容は伝えることが出来なかったが、機会を見つけて啓発することで、関心を持ってもらうことはできた。</p>	<p>・「ちいさなお仕事応援講座」では、プロカメラマンによる作品写真の取り方講座を初めて取り入れ、男性の参加も期待していたが、参加はなかった。</p> <p>・育児・介護休業法の改正による今後の事業については、関係課と連携し進めていく必要がある。</p>						
	地域保健課	37	男性向け啓発講座の開催	○	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3									3.0	<p>両親学級(妊婦延235人、夫延189人)を実施した。また、日程の合わない方のために個別での対応を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により中止となった講座がある。両親学級等の実施時、男性の家事、育児等への参加を意識した内容とした。</p>	<p>健康づくりの講座等において男性が参加しやすくなるよう工夫していくとともに、自宅へ持ち帰って家庭で生かすことのできる資料の工夫を行う。</p>			
	公民館	37	男性向け啓発講座の開催	△		0									3.0			<p>【東藤沢公民館】東藤沢生涯学習大学ときめき学園は1年間「学校形式で4コース学んでいます。」「郷土を学び楽しむコース」「いきいき食コースの2コースには男性の入学者がいます。</p> <p>【藤の台公民館】・収穫体験教室(じゃがいも)7月16日開催 参加者12名・収穫体験教室(さつまいも)10月29日開催 参加者33名</p> <p>【その他の公民館】・なし または、陶芸教室・男性料理教室を企画するも中止。</p>	<p>【東藤沢公民館】コロナ禍により、開催時期と講座のテーマ・講師の決定ができず、開催できなかった。</p> <p>【藤の台公民館】親(父親・母親)と子で参加し、芋掘り体験を通じて参加者同士の交流を図った。収穫体験ということで父親も参加しやすい事業となった。</p> <p>【その他の公民館】コロナ感染拡大防止のため、開催中止となった。</p>	<p>【東藤沢公民館】開催に向け、時期や内容を検討する</p> <p>【藤の台公民館】今後の事業継続に関しては地区センター整備計画に基づいて精査する。</p> <p>【その他の公民館】コロナ禍であっても、実施方法を工夫していく。男性が余暇時間を有効に活用できるような事業を年1回以上開催する(数値目標)</p>
				○	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3														
				△		0														

【令和3年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

概要(Plan)						実施内容(Do)・評価(Check)						改善(Act)											
基本目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	No.	主な取組	取組状況	男女共同参画配慮項目	評点	各課平均	施策平均	令和3年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和3年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)									
【2】個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす (2)生涯を通じたこころからの健康促進	●多様な性と性を理解し、尊重するための啓発			男女共同参画推進センター (人権推進課)	38	こころやからだの相談の充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	4.0	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の悩みごと相談や性的マイノリティのための相談事業を引き続き実施した。 ・市民向けに藤沢公民館と共催でLGBTQ講座を実施し、講師の協力を得て、You Tubeでの配信も行った。当日参加者:66人 視聴者:229人 ・性的マイノリティのための悩みごと相談:5件 ・9月のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入に伴い、医師会・商工会等にも広く制度の周知を図ると共に、性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行った。 ・生理用品の無料配付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入は、制度の説明に合わせて性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行う良い機会となった。 ・生理用品の無料配付を行い、ホームページ・広報号外・情報紙にて周知し、生理の貧困対策を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する広域連携の内容の検討を継続する。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する周知・啓発を行い、利用できるサービスを増やせるよう調整に努める。 								
					40	「性と生殖」に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発・情報提供	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4														
					41	性的マイノリティに関する理解促進のための啓発・教育	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4														
				市民相談室 (人権推進課)	38	こころやからだの相談の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティのための悩みごと相談(0件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談室での相談実績はなし ・男女共同参画推進センターと連携し、相談の受け入れ体制を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年から組織機構の見直しにより、市民相談室と男女共同参画センターが一体となり、性的マイノリティのための悩みごと相談窓口が一本化された。 ・市民相談室で行ってきた専門相談についても人権推進課(男女共同参画推進センター)の業務となり、今後は性的マイノリティのための悩みごと相談をはじめ、様々な専門相談に対応できるようになる。 ・新任職員が性的マイノリティに関する相談の受け付けができるよう、県等が実施する相談対応に関する研修を受講する等して、適切な対応や回答ができるようなスキルを引き続き身につけていくとともに、周囲の職員がバックアップしていく。 										
					地域保健課	38	こころやからだの相談の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4				4.0	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医によるこころの健康相談19人、ひきこもり相談22人 随時相談1,345人を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により日常生活等に影響を受けている市民に対して、相談窓口の周知と利用促進を行った。ストレスによる悩み、身体的不調、精神疾患等についての相談事業を実施し、心と体の相談に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科に通院する方が増加していることから、ストレスによる悩み、精神疾患、福祉制度などについての相談を行い、心と、体の健康相談窓口の整備に引き続き努める。 						
						39	互いの性と性を理解し、尊重する教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4				4.0				<ul style="list-style-type: none"> ・保健学習において異性の体のしくみや正しい知識について理解し、異性に対して正しい接し方を身に付けられるようにさせる。 ・道徳科の学習をとおして、互いに信頼し助け合うことや、個性を大切にすることを養うとともに、責任ある行動を実践することのできる資質や能力を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育での保健学習、道徳科の実施により、心身の発達・発育や、性に関する内容について理解し、自分自身や他者を大切にすることのできる能力を育てた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・道徳における授業の質の向上のため、校内研修の充実に向けた支援を行っていく必要がある。 			
				41	性的マイノリティに関する理解促進のための啓発・教育	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4															
				●ライフステージに応じた健康支援				男女共同参画推進センター (人権推進課)	42	相談窓口の充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の悩みごと相談を中心に、健康福祉センター等の相談機関と連携し、女性の心身の健康に関する支援を行った。また、オンラインでの相談を行い、感染リスクの低減を図った。 ・相談件数合計389件 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的に外出して人と会うのが難しい方や、怪我等により外出するのが難しい方も、オンライン等を活用することで、体調に合わせた相談に応じることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康支援については、精神的な不安を抱える方が多いことから、適切な主訴の把握や本人の健康状態の把握も必要であり、また、相談者に子どもや介護が必要な家族がいる場合などもあり、関係機関との連携が不可欠である。 					
									地域保健課	43	生活習慣病予防対策の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした						3	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の別にかかわらず生活習慣病対策及び健康づくりに関する事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となった講座がある。健康長寿サポーター養成講座を実施した。埼玉県コバトン健康マイレージに参加し、生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発、健康教育などの推進に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸、健康課題別の情報提供や予防に取り組むための対策を地域の実情に合わせて行っていく。
										44	健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした						3				
									健康管理課	44	健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした						3	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度より胃がん内視鏡検査を開始し、600名の方が受診した。 ・R2年度はコロナの影響で健(検)診受診を控える方が多く受診率が低下したので、感染防止対策を徹底し、その旨をホームページ等に掲載することで、市民が安心して受診できるように工夫した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検査について、バリウムだけでなく内視鏡検査の実施をすることで、市民の健康増進に寄与した。また、情報を広報誌やホームページに掲載することでより多くの市民に周知されるよう努めた。 ・コロナ感染防止対策については、検温や体調確認、パーティションの設置、消毒等を徹底することで、安心して健診を受診できるように工夫をした。受診率もR2年度より増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診のインターネット予約については、Logoフォームを利用した実施を研究中である。実施に向けてフォーマットの作成等を引き続き検討する。 ・集団健診においての乳がん検査について、女性技師の登用により、受診しやすい環境を整備する。 ・コロナの影響により、健(検)診を受診する習慣がなくなってしまった方へ、健(検)診の受診を促す必要がある。
										スポーツ推進課	45	スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	○						3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3			

【令和3年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

概要(Plan)						実施内容(Do)・評価(Check)						改善(Act)			
基本目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	No.	主な取組	取組状況	男女共同参画配慮項目	評点	各課平均	施策平均	令和3年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和3年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)	
【2】個性と能力を發揮して多様な生き方をめざす (3)誰もがその人らしく暮らすための支援	●貧困など生活上の困難を抱えた女性等への支援			こども支援課	46	ひとり親家庭への支援の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	3.8	・学習支援事業について、フードバンクと連携し、子どもにレトルト食品やお菓子を配付した。 ・母子・父子自立支援事業について、母子・父子自立支援員以外の職員も対応できるようにした。 ・ひとり親家庭等ワンストップ相談体制構築のためのシステムについて検討した。	・年度当初だけではなく、年度途中で中学校3年生を対象とした事業の周知により、利用者が増加した。 ・ひとり親家庭ワンストップ相談体制強化事業のシステム構築のための庁内検討会議を開催し、より効果的なシステムになるよう協議した。	・生活困窮世帯への対応として、学習支援会場での食料の支援を行う。 ・ひとり親家庭ワンストップ相談体制強化事業のシステム構築のため、関係課とのさらなる連携が必要となる。	
				生活支援課	46	ひとり親家庭への支援の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	4	相談支援員やケースワーカーが各関係機関と連携し、個別具体的な情報を共有することで、安心して支援の輪に入れるように配慮した。	生活困窮相談者や生活保護受給者の支援は、女性やひとり親に特化したものではないので、その観点では不十分な面もあったかもしれない。しかし、女性ケースワーカーが増えるなど、より女性の悩み事に対応できる体制を整えることはできた。	寄り添った支援のためには、人権の尊重が何よりも優先されなければならない。関係機関等からの情報を有効的に活用し、信頼関係を構築していく。	
					48	女性の悩みごと相談の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4						
				商工観光課	46	ひとり親家庭への支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	就職支援セミナーを開催。(年5回実施 参加者合計:90名) 就職面接会・企業説明会、若年者就業相談、労働相談の実施。 内職相談室、ふるさとハローワークの設置及び利用促進。	生活上の困難を抱えた方への支援に限定していないが、働きたいと考えている方に向けて就職支援セミナーや相談等を実施した。 チラシやポスターだけでなくホームページやSNSを活用して積極的に周知を行った。	今後も、引き続き各事業を実施していく。		
				学校教育課	46	ひとり親家庭への支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	・令和2年度までは事業チラシのみで周知を行ったが、令和3年度から申請書とチラシを一体化した形態に変更し、その取り組みを継続している。また、窓口対応で離縁した事実が伺える場合、申請が済んでいるかなどの確認も併せて行っている	・申請書とチラシを一体化したことにより、申請書を全員に配布することができ、保護者が申請しやすくなった状況を維持している	・引き続き、保護者にとって読みやすいチラシ、記入しやすい申請書となるよう研究をする。		
				地域保健課	47	母子保健事業の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	妊婦への面接数814人、乳幼児健診(3~4か月児773人、1歳6か月児850人、3歳児935人)を実施した。	妊娠、出産、育児中の心身ともに不安定な時期に母親と赤ちゃんの健康維持のための事業の周知、利用を促進し経済的な問題の把握に努めた。	把握した情報を関係機関につなげ、連携して生活に関係する支援ができるよう引き続き取り組む。		
	男女共同参画推進センター (人権推進課)	48	女性の悩みごと相談の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	・生理の貧困対策として、防災用品から生理用品を譲り受け、生活支援課等の協力を得て配付事業を行った。 生理用品配付件数:86件 ・女性の悩みごと相談の主訴に合わせて生活支援課をはじめとする関係機関と連携し、相談者の経済的自立を支援した。 ・緊急を要するDV相談が多く持ち込まれ、県等の関係機関や生活支援課等の関係課と適切に連携し、相談者の自立を支援した。	・こども支援課、生活支援課等の他機関の協力を得て、生理用品の配付や適切な相談対応を行った。 ・コロナ禍による影響か、例年になく緊急を要するDV相談が多く持ち込まれた。	・コロナ禍において、非正規雇用の割合が高い女性の収入の減少が課題となっており、経済的な不安を抱える方が多くなっていることから、相談者の自立も含めた相談対応が必要である。 ・コロナ禍による休業やリモートワークにより、全国的に家庭内のDVが増加していると言われている。経済的自立が難しいため耐えている女性も多く、関係機関との連携は不可欠である。					
	介護保険課	49	介護サービス等が必要な方への支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0	本人や家族などからの相談を受け、様々な制度や地域のネットワークを活用して、適切にサービスを受けられるよう支援を行った。	地域包括支援センター等が地域の介護サービスが必要な方の状況を把握し、サービスを提供することができた。	介護サービスを必要としている方の把握について、より正確に把握できるように継続して地域包括支援センターの活動を支援する。					
	障害者支援課	49	介護サービス等が必要な方への支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	令和2年度から、市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割について見直し、明確化を図った。	・市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割を明確にするとともに、市障害者基幹相談支援センター及びりぼん等の相談支援機関が連携を深めることにより、地域の相談支援体制のより一層の充実を図ることができた。 ・市障害者就労支援センターりぼんにおいては、コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら障害者の就労に関する身近な相談窓口として業務を継続したが、職場開拓や職場訪問等についてはほぼ行うことができないなどコロナウイルス感染症の影響は大きかった。しかし、オンラインでの相談にも対応するなど柔軟な対応ができた。	・市障害者相談支援センターりぼんの一般的(総合的)な相談支援の初期相談対応、また継続的な相談支援を必要とする場合のりぼんから地域の委託相談支援事業所に引き継ぎについて質の向上に努めていく。 ・未対応のケースをなくし、また、アウトリーチ型の支援の充実を目的に、関係機関が協働してケースの進行管理を行っていく。 ・引き続き、障害者の就労に関する身近な相談窓口として、人間市障害者就労支援センターりぼんが、職場開拓、職業相談、就職準備支援、職場定着支援等に取り組みしていく。 また、ウィズコロナ対策として、面談や訪問の他、オンラインなど用いて、支援体制の充実を図る。					
		51	就労支援及び自立支援	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3									
	自治文化課	50	相談窓口の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	外国人の日本での自立支援のために外国人相談員が多方面にわたり支援をおこなった。 英語:224件 スペイン語:92件 中国語:14件	日常生活に関する外国人の自立支援を各課と協力して実施した。	英語の相談件数が増加しているため、相談体制についての検討が必要。					
	男女共同参画推進センター (人権推進課)	50	相談窓口の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.0	・女性の悩みごと相談、性的マイノリティのための相談、女性のための法律相談を継続的に実施し、またオンラインでの相談開始したとことで、外出できなくても相談できる体制を整えた。 ・人権推進の観点から様々な悩みごとについて広く受けつけた。 ・外国人の相談に対応するため、自治文化課(現地域振興課)から音声翻訳機を借用し、常備した。 ・基本的にはセンター内で相談に対応しているが、緊急を要する相談にはアウトリーチで対応した。 相談件数合計389件	・外国人相談をはじめとする各相談窓口との連携を図りながら相談窓口の充実を図った。 ・音声翻訳機を常備したことで、DV相談などの緊急の相談にも対応できる体制を整えることができた。 ・女性の悩みごと相談の面接相談・電話相談だけでは対応が難しいケースが複数あった	・今後も必要に応じて関連課等と連携して相談対応をしていく。 ・令和4年度から開設される総合相談支援室との連携がスムーズに進められるよう、調整を行う。 ・男性のDV被害者に対しては、県の相談窓口を紹介しているが、シェルター等の利用できる資源がない。 ・センターの体制がアウトリーチを想定した人員配置ではないため、多くの相談に対応することが困難である。					
市民相談室 (人権推進課)	50	相談窓口の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	・一般相談(1,723件) ・弁護士による法律相談(337件) ・駿河台大学法学部教授による法律相談(17件) ・人権相談(2件) ・心配ごと相談(31件)	・職員が対応する一般相談では、主に傾聴に務め、職員知識により助言できる内容についてはその場で助言している。 ・内容に応じて該当する関係部署の紹介を行っている。専門的な知識を要する相談については、弁護士等による専門相談を案内している。 ・相談者にとって必要な情報を伝えることや適切な相談を受けてもらうことができ、問題解決につながったと思われる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、開設中止となった相談もあった。	・令和4年の組織機構の見直しにより、市民相談室が廃止となり、これまで市民相談室で行ってきた専門相談が人権推進課の業務となる。 ・適切な対応や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要があり、日々研鑽を積んでいる。 ・法改正等により制度が変更となることもあるため、引き続き積極的に情報収集に努め、研鑽を積んでいく。 ・総合相談支援室と連携を密にし、相談しやすい環境づくりや相談の場の啓発に努め、適切な情報や回答を提供できる相談体制を構築していく。						

【2】個性と能力を發揮して多様な生き方をめざす	(3)誰もがその人らしく暮らすための支援	●誰もがその人らしく暮らせる環境づくり	高齢者支援課	51	就労支援及び自立支援	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	シルバー人材センターによる男女の区別ない就労支援	前年度と同様の効果(就労者数)が得られた。	補助金とその効果の検証	
			商工観光課	51	就労支援及び自立支援	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0		就職支援セミナーを開催。(年5回実施 参加者合計:90名) 就職面接会・企業説明会の実施。 内職相談室、ふるさとハローワークの設置及び利用促進。 国、県等の各機関からのチラシやポスターの掲出。	働きたいと考えている方に向けて就職支援セミナーや内職相談等を実施した。 就職面接会はテーマを「高齢者歓迎」として開催した。	就職支援セミナーや就職面接会については、参加者のニーズに合わせて、テーマの選定を行っている。
			こども支援課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	3.3	・民生委員・児童委員協議会及び主任児童委員に支援が必要な児童等の情報提供と見守りの依頼。 ・ヤングケアラーの実態調査を実施し、その結果を要保護児童対策地域協議会関係機関や市民に報告した。	・民生委員・児童委員協議会及び主任児童委員と学校との連携会議に出席し、さらなる情報共有を図った。 ・要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーについての研修会を開催し、併せて入間市の実態調査の結果も報告した。	・コロナ禍で民生委員・児童委員の活動が難しくなっている中でも、研修の充実を図る。 ・ヤングケアラー支援条例の制定後、どのような関係機関や市民に周知・啓発を図っていくか。
			高齢者支援課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	3	3.0		「声かけ運動」を通じて認知症等への理解を深めると同時に、コミュニティを構築	令和3年度はコロナ禍のため2か所できしか開催できなかったが、通信機器を利用したリモート開催に向け、研修会を開催するなど工夫した。	男女や世代を問わない参加者の拡大
			介護保険課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0		地域包括支援センター及び高齢者等地域ネットワーク推進会の高齢者等見守りネットワークの活動を通して、高齢者の孤立防止、認知症の方とその家族への支援、高齢者等の虐待防止、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に地域全体で取り組むことができた。	地域包括支援センターと高齢者等見守りネットワークが連携し、安否確認等の支援を行うことができた。	高齢者の虐待防止、災害時における安否確認等の対応を関係機関と協議していくことが必要である。
			障害者支援課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		令和2年度から、市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割について見直し、明確化を図った。 また、システムを利用し障害者支援課と相談支援センターりぼんの情報共有を図り支援にあたった。	・市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割を明確にするとともに、市障害者基幹相談支援センター及びりぼん等の相談支援機関が連携を深めることにより、地域の相談支援体制のより一層の充実を図ることができた。 ・コロナ禍の中、市障害者基幹相談支援センターが行うネットワーク会議等の開催はオンラインで1回開催した。オンラインだったが多機関の支援者が参加し連携の強化につながった。	・市障害者相談支援センターりぼんの一般的(総合的)な相談支援の初期相談対応、また継続的な相談支援を必要とする場合のりぼんから地域の委託相談支援事業所に引き継ぎについて質の向上に努めていく。 ・引き続き、市障害者基幹相談支援センターが中心となり、各機関がネットワークの構築に努め、障害分野と高齢者分野の情報交換等を行うことで、関係性の強化を図っていく。